

## 災害時等における病院間の患者受入れに関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、信州大学医学部附属病院（以下「甲」という）と長野県立こども病院（以下「乙」という）において、地震、台風等による災害及び不慮の事故等が発生し、被災病院独自では十分に患者の身体、生命の安全等の応急措置に対応ができない場合に、非被災病院から被災病院に対し、支援を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

### (支援の内容)

第2条 火災、地震などの災害により病院の診療機能が損なわれた状況において、被災病院の病院長の要請により、非被災病院は収容能力に応じて被災病院の患者を収容し、必要な期間、治療、療養を継続するものとする。

### (支援要請の手続き)

第3条 被災病院は、非被災病院に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、FAX等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 受入れ要請患者数
- 二 必要な病床数
- 三 患者の治療、療養に必要な最低限の診療情報
- 四 移送、搬送等の方法
- 五 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (受入れ)

第4条 非被災病院は、前条の要請を受けた場合は、速やかに受入れ状況を調査し、回答するとともに、受入れの準備を行うこととする。

### (支援に要する費用)

第5条 支援に要する費用等については、甲乙別途協議するものとする。

上記協定成立の証として、本協定書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成17年6月14日

甲 松本市旭3丁目1-1  
信州大学医学部附属病院長  
勝山 努



乙 南安曇郡豊科町大字豊科3100  
長野県立こども病院長  
右曾根 新八

